



Landscape Guidelines



八尾市 景観ガイドライン



八尾市

目次

1	はじめに.....	1
1-1	景観ガイドラインの目的.....	1
1-2	景観ガイドラインの構成.....	2
1-3	景観形成の進め方と本ガイドラインの活用方法.....	3
2	景観形成の方針.....	7
2-1	景観計画区域全域の方針.....	7
2-2	個別の景観区域の方針.....	10
2-3	重点地区の方針.....	12
3	届出対象区域と届出対象行為.....	13
3-1	届出対象区域.....	13
3-2	届出対象行為の概要.....	14
4	景観形成の基準の解説.....	15
4-1	景観形成の基準の索引.....	15
4-2	共通の基準の解説.....	17
4-3	個別の景観区域の基準の解説.....	34

1 はじめに

1-1 景観ガイドラインの目的

本市には、玉串川・長瀬川などが流れ、豊かな水辺空間がひろがるとともに、市内から市街地の背景として高安山を望める自然豊かな景観を有しています。また、自然景観と調和して、古くからの歴史的景観も多く残るほか、大阪市の近郊都市として、一定の都市機能が集積し、都市的景観も形成しています。

こうした本市特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められるなか、本市では、平成30年4月の中核市移行に伴い景観行政団体化に向けて、八尾市らしい美しい景観を保全・育成し、次世代に継承していくために、「八尾市都市景観形成基本計画」の改訂を行い、市の全域を景観計画区域とする「八尾市景観計画」を策定しました。

景観は、日々の暮らしや営みの積み重ねのなかで形づくられていくものです。良好な景観を形成していくためには、景観形成の主体となる市民、事業者の皆様や行政が普段から景観に対する意識を高めることが重要です。

本ガイドラインは、「八尾市景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成の基準の解説、具体的な景観づくりの方法を紹介しています。景観法に基づく届出をされる方はもちろんのこと、普段から地域の景観について考える際にもご活用下さい。

なお、本ガイドラインは「これさえ守ればよい」という性格のものではありません。個々の建築物や工作物の新築や改修の際には、本ガイドラインを基本としつつ、さらに創造性と周囲との調和をもってよりよい景観づくりに取り組みましょう。

1-2 景観ガイドラインの構成

本市の景観計画では市全域を景観計画区域とするとともに、良好な景観の維持・保全や誘導を図るために、特に重要と考えられる3つの区域を個別に設定し、区域ごとに届出対象行為と景観形成の基準を定めています。

本ガイドラインでは、市全域および個別の景観区域の景観形成の基準を解説していますので、景観法に基づく行為の届出の際にご活用ください。また、届出対象行為以外であっても、建築物の建築や工作物の新築や改修などの際に参考してください。

八尾市景観計画

八尾市都市景観形成基本計画の実現化手法の一つとして、良好な景観の誘導を推進するためのもの。

第1章 景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- (1) 景観計画区域全域の行為の制限に関する事項
- (2) 水と緑のうるおい景観区域の行為の制限に関する事項
- (3) 高安・生駒山並み眺望景観区域の行為の制限に関する事項
- (4) 大和川眺望景観区域の行為の制限に関する事項

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

八尾市景観ガイドライン

景観計画の基準内容の解説として、具体的な景観づくりの方法をわかりやすく示したもの。
このガイドラインは、以下の構成で景観形成の基準の解説等を掲載しています。

1 はじめに

- 1-1 景観ガイドラインの目的
- 1-2 景観ガイドラインの構成
- 1-3 景観形成の進め方と本ガイドラインの活用方法

2 景観形成の方針

- 2-1 景観計画区域全域の方針
- 2-2 個別の景観区域の方針
- 2-3 重点地区の方針

3 届出対象区域と届出対象行為

- 3-1 届出対象区域
- 3-2 届出対象行為の概要

4 景観形成の基準の解説

- 4-1 景観形成の基準の索引
- 4-2 共通の基準の解説
- 4-3 個別の景観区域の基準の解説

1-3 景観形成の進め方と本ガイドラインの活用方法

建築物等を計画する際の、良好な景観形成のための進め方を記載しています。また、それぞれの計画段階に応じた本ガイドラインの活用方法もあわせて示しています。

ステップ1：地域の景観を知る

本市の景観は地域ごとにいろいろな特徴を持っています。まず、その地域がどういう成り立ちや特徴をもった地域なのか、地図や文献等で知ることから始めましょう。

1 景観計画の該当区域とそれぞれの方針を確認する

→本ガイドライン p10～13 で区域を確認、p10～12 で方針を確認

2 地域の特徴・成り立ちを読み取る

地域の特徴・成り立ちを地図や文献で調べる

→八尾市都市景観形成基本計画を参照（p5～25）

ステップ2：現地に出て敷地周辺の特徴を読み取る

次に現地に出て、敷地周辺の地形や建築物を建てたときの見え方、周辺環境を確認しましょう。

1 地形を確認する

どういう地形の特徴があるか確認する

2 敷地や建築物の見え方を確認する

建築物を建てた場合、周囲からどのように見えるか、主要な視点場はどこか確認する

3 周辺環境を観察する

周辺の建築物の用途・意匠や自然環境等の特徴を確認する

4 地域の景観資源を探す

寺社や樹木など地域の景観資源となっているものがあるか確認する

ステップ3：計画を考える

ステップ2、3を踏まえて、本ガイドラインを参考にしながら、具体的な計画を考えましょう。

1 該当区域の基準を確認し、計画を考える

→本ガイドライン p15、16 で確認、p17以降の景観づくりの方法を参考にする

本ガイドラインの見方

本ガイドラインでは、各基準に配慮した景観づくりを行うための具体的な方法を記載しています。ここで示している方法は代表的なものであり、これだけではありません。建築物等の計画をする際は、本ガイドラインを手がかりしながら、皆様に地域にふさわしい景観とはなにか考えていただくことが重要です。

以下の通り基準の解説を行っています。

- ①「共通の基準」と「個別の景観区域の基準」に分けて掲載しています。「共通の基準」は全ての区域において共通して配慮すべき基準です。「個別の景観区域の基準」は、水と緑のうるおい景観区域、高安・生駒山並み眺望景観区域、大和川眺望景観区域において、共通基準に合わせて、更に配慮すべき事項として基準を定めています。
- ②景観計画における景観形成の基準です。
- ③基準を設定する意図や目的について解説しています。
- ④手法のタイプ別に記載しています。
- ⑤タイプ別の具体的な景観づくりの方法を記載しています。
- ⑥基準に配慮した景観づくりの方法をイラストを用いて解説しています。

① 4-2 共通の基準の解説

①大規模な建築物の基準の解説

【配置】屋外に配置するもの

② 建築物等の基準

駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

③ 趣旨

建築物の周りには必ず屋外空間が生まれます。特に駐車場や駐輪場、ごみ置場等は、景観に雑然とした印象を与え、悪影響を及ぼす可能性があります。屋外空間も景観を構成する重要な要素としてとらえ、修景等の景観への配慮が必要です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する ④

○駐車場等を外部から目立たない配置とする ⑤

人の行き交う公共空間等に面する場所を避け、人の視線が通らないところに駐車場等を配置する。

⑥

○駐車場等を建築物の内部に配置する

建築物の内部に駐車場等をつくることで目立たないようにする。

●美しく見せる

○駐車場等の地面を舗装する

車がある時もない時も美しく見えるように舗装を行う等、駐車場自体のデザインを工夫し、美しく見せる。

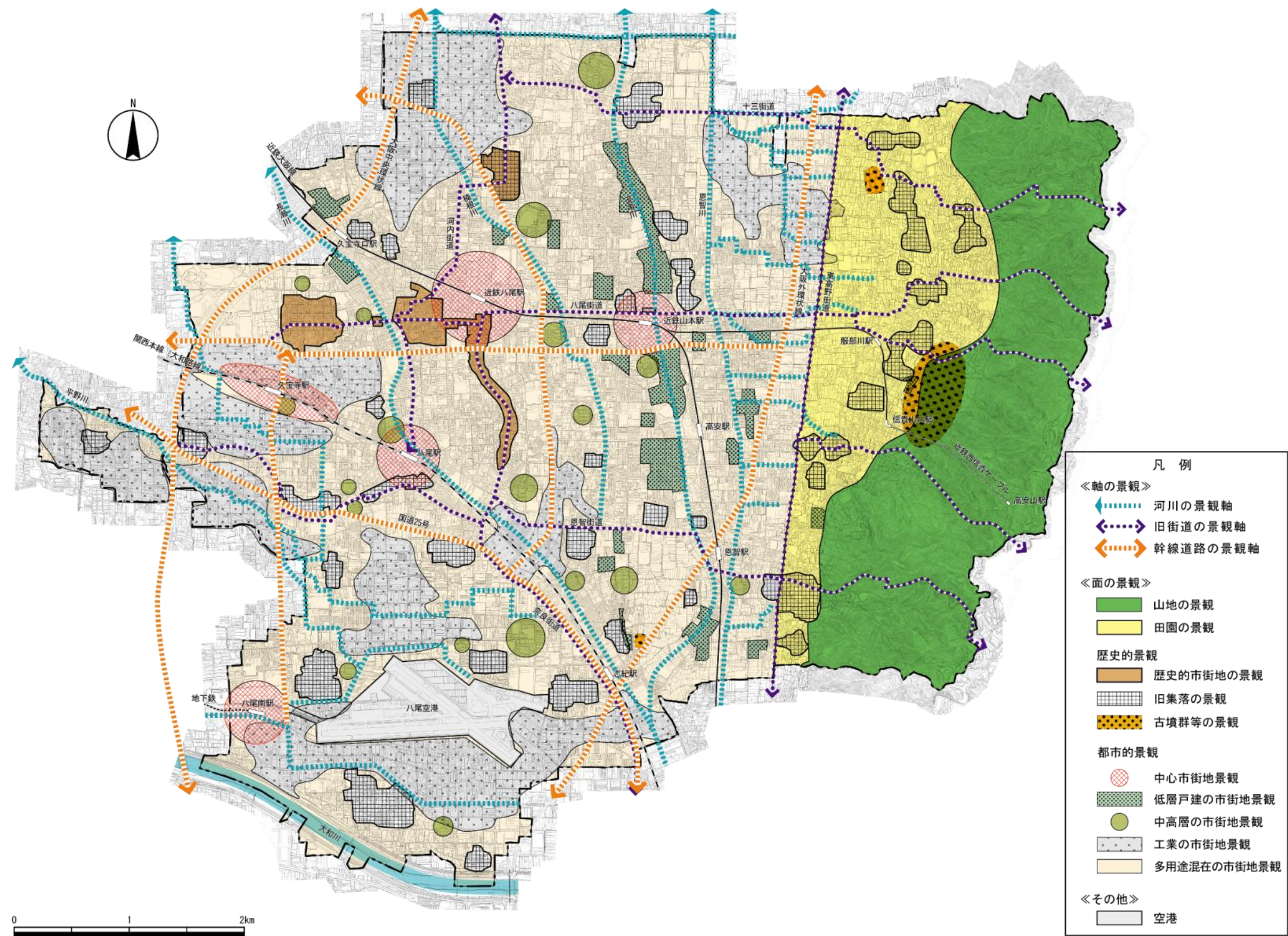
見えない位置に配置する

建築物の内部に配置した駐車場

舗装する

17

景観構造図



景観の構造

都市的景観

中心市街地景観

- 近鉄八尾駅周辺では、工場跡地にアリオ八尾(大規模商業施設)ができ、にぎわいのある景観となっている
- 一部看板の掲出等により雑然とした印象を与える
- 竜華地区では堂々とした街路景観の素地が形成されているものの、再開発地区の内外でややアンバランスな印象を受ける



アリオ八尾

工業の市街地景観

- 中規模工場の集積地では、一部粗雑な部分もあるが、活力を感じるまとまった景観となっている
- 町工場等が多い地帯では、ものづくりを身近に感じさせる独特の景観となっている



若林町付近

低層住宅の市街地景観

- 生垣や庭木が連続し、落ち着いた町並みとなっている
- 自主協定などの取り組みにより、良好な住宅地景観が保たれている
- 一部に幅員の狭い道路が見られ、安全性に不安を感じさせる



西山本町

多用途混在の市街地景観

- 住宅を中心として、商業施設や工業施設、農地等が渾然一体となった市街地景観となっている
- 看板の掲出による雑然とした印象や運輸車両の往来による落ち着きに欠ける景観となる



府道5号

中高層住宅の市街地景観

- 敷地が一体的にデザインされ、オープンスペースや色彩等の面でまとまりが感じられる
- 道路と住棟が近い部分では、道路への圧迫感が感じられる
- 駐車場(機械式を含む)の配置によっては無機質な景観となる



緑ヶ丘付近

田園の景観

- 東部および東南部にまとまって残る農地は、四季を感じさせる広々とした景観となっている



刑部付近

河川、幹線道路等の軸

河川の景観軸

- 大和川は潤いのある水辺が続く見通しの良い景観となっている
- 玉串川は、護岸の修景や桜並木など周辺住宅地と調和した景観となっている
- 河川・水路が多く流れ八尾市の特徴のひとつとなっているが、一部コンクリートが露出する箇所では、無機質な景観となる



大和川



玉串川

幹線道路の景観軸

- 商業系用途が中心となっている沿道部分は賑わいの景観が演出されている
- 街路樹や敷地内の緑が乏しく、殺伐とした雰囲気がある
- 一部資材置き場や工業系用途等の土地利用が見られ、粗雑な景観となっている箇所もある



外環状線

山地の景観

山地の景観

- 市街地からの眺望を縁取る緑の屏風のように目に映り、一方で険しい山容もうかがえ、存在感がある景観要素となっている
- 市街地を東西に走る道路から見るヴィスタの景観では、アイストップとして映りこむ重要な背景の要素となっている



大和川から望む



心合寺山古墳から望む

歴史的景観

歴史的市街地の景観

- 昔ながらの町割りや町並みを今に伝える景観となっており、歴史資源も多く残されている
- 歴史を感じさせる街路の先に高層建築物が見え、アンバランスな景観となって現れている場所もある



久宝寺寺内町

歴史的集落の景観

- 街路は狭いながら、鐘楼等の歴史を感じさせる資源が点在し、生活感を色濃く残す景観となっている(平地部の集落)
- 坂道が曲がりくねり分岐しながら集落を形成し、連続する石垣が特徴的である(山麓部の集落)



恩智

古墳群の景観

- 心合寺山古墳は美しく整備され、周囲の緑豊かな農村風景とあいまって、古代の風景を偲ばせる景観となっている
- 山地や市街地への眺望点ともなっている



心合寺山古墳

景観をつくり出す活動

- 歴史的資源を保全・活用する取り組みや、良好な居住環境形成のための自主協定制定、沿道の花飾りなどが行われている



太田新町

2 景観形成の方針

2-1 景観計画区域全域の方針

景観計画区域全域の方針については、本市景観形成のマスタープランである「八尾市都市景観形成基本計画」で示される「都市景観形成の基本目標」及び「都市景観形成の基本方針」に従い、以下のとおり定めています。

【景観づくりの目標】

八尾市や地域に対する愛着や誇り、日常生活の快適性向上及び八尾文化の継承・発展が確保できるよう、自然・歴史的景観の保全・整備や都市景観の創造等に努めて、以下のようなまちの実現を目指します。

「 水と緑のうるおいから日常生活の快適性を高める 」

大阪市に隣接していて市民の行動範囲が広く、市内にも生活施設が充実している八尾は市民の生活にとって便利なまちであるが、日常生活の快適性という面からは、まだまだ不十分な状況です。

山や川、田園などの豊かな自然を生かしながら、うるおいとゆとりのある美しい景観、人にやさしい、環境にやさしいまちづくりをすすめていくことで、市民の日常生活の快適性を高めることをめざします。

「 わがまちへの愛着と誇りを育む 」

市民の多くは、八尾は庶民的で親しみやすいまちという印象をもっているが、八尾の都市イメージは必ずしも高く評価されておらず、市民のわがまちへの愛着と誇りの醸成に取り組む必要があります。また、人口減少期を迎えた今、より多くの人に“住んでみたい、住み続けたい”と思ってもらえるよう、都市の魅力を高めていくことが求められています。

八尾のよいところ、八尾らしさをアピールし、市の顔として誇れる景観や身近な美しい環境をつくっていくことにより、市民がわがまちとして愛着と誇りをもてるまちにしていくことをめざします。

「 八尾の都市文化を継承し発展させる 」

古代から歴史上のさまざまな人物が活躍する舞台ともなった八尾は古い歴史をもつまちであり、豊かな生活文化が育まれてきています。旧村でそれぞれ行われてきたまつりやお逮夜市などの伝統行事が今も生きています。

また、河内木綿の伝統を伝えようとする動きや、ニッポンバラタナゴの保全活動など、新しい文化を創造していく動きも盛んです。

景観形成を進めるにあたっては、これら八尾の都市文化を引きつぎながら、地域のまちづくりのなかで現代に生かし、発展させていくことをめざします。

【景観づくりの基本方針】

都市景観形成の基本目標に掲げた3つのまちの姿を実現するため、以下の3つの柱を基本方針として都市景観の形成を図ります。

1. 水と緑と共生する景観づくり

大和川の広がりのある河川景観、玉串川・長瀬川の水辺空間などは、市民にとって特に印象深い八尾の原風景のひとつであり、好まれている場所にもなっています。

特に、玉串川・長瀬川の桜並木の景観などは、八尾市を代表する水辺の景観として多くの市民に親しまれています。

また、市内のどこからでもみえる高安山の山並みは、平坦な平野部が多く地勢的なメリハリのある八尾市においては、大きな緑のランドマークとなっており、都市景観の骨格軸を構成しています。

さらに、近年では、ヒートアイランド現象による都市環境の悪化やCO₂増加による地球温暖化、生物多様性の確保など、都市環境に関連して様々な課題に対応することが求められています。市街地の中に残されたまとまった農地などは、こうした都市環境形成に寄与する市街地内の貴重な緑の空間として、憩いとうるおいを与える景観をつくりだしています。

今後、八尾市の原風景ともいえるこれらの水と緑の景観を生かすとともに、良好な環境形成に寄与する水と緑と共生した景観の形成を図ります。

2. 魅力ある都市景観づくり

八尾市の都市景観としては、これまで、久宝寺の町並み保全や河川の親水空間の整備に加えて、近鉄八尾駅や地下鉄八尾南駅前の整備が行われ、市庁舎・プリズムホールなどで個性的なデザインの建物ができるなど、個別に景観形成の試みは重ねられてきました。さらに近年では、竜華地区における都市拠点整備やJR八尾駅周辺整備など新しいまちの顔の整備が進んでいます。

戦前の鉄道事業者により整備された低層住宅地では、ゆとりのある敷地と生垣や庭木などによる連続した緑が形成されており、豊かな住宅地景観を形成しています。

その一方で、計画的な整備が行われていない区域では、住工混在等による混然一体となった景観となっています。

幹線道路沿道では、商業施設等が立地し、屋外広告物等による雑然とした沿道景観となっており、うるおいと統一感のある街なみ景観の形成が求められます。

市街地内の公園は、市街地内の貴重な緑の空間であり、今後も市街地内の憩いのスポットとなるような景観として市民と連携しながら維持・向上していくことが求められます。

今後、市の顔となる中心市街地や駅周辺の魅力的な拠点形成や良好な住環境の保全などを通じて市街地の良好な景観形成、特に幹線道路沿道における屋外広告物等の規制誘導による幹線

道路の沿道景観確保、公園をはじめとした公共施設による景観向上により、魅力ある都市景観づくりをすすめます。

3. 歴史と生活文化を活用した景観づくり

久宝寺寺内町の町並みをはじめ市内各地に点在する旧集落は、八尾の景観の特色となっており、山麓部の古墳群など古代から近世に至る多くの歴史的資源も残されています。

寺内町や旧集落などの歴史的な町並みや庶民的な路地の雰囲気は、なつかしい八尾の原風景のひとつとして市民に親しまれています。

また、東部山麓部の旧集落では緑と集落の町並みが一体となり、昔ながらの生活感のある風景をつくり出しています。

八尾市内を通る旧街道は、景観そのものはほとんど残っていませんが、昔からの八尾の生活文化を支えた基盤として今も残っています。

今後、こうした残された貴重な歴史的要素を生活文化としてまもりながら、歴史性に配慮した修景などを進めることで、古いものと新しいものが調和するまちづくりをすすめます。

2-2 個別の景観区域の方針

(1) 水と緑のうるおい景観区域

項目	内容
区域	玉串川、長瀬川及び玉串川、長瀬川に沿った区域 (玉串川、長瀬川の区域の端から 25m 幅の区域を合わせた区域を基本とし、境界がかかる敷地については、その敷地全体を区域に含むものとする。)
景観づくりの目標	○水辺空間とまちなみが一体となった緑豊かでうるおいのある景観をつくりだす。
景観づくりの基本方針	○玉串川、長瀬川における水辺空間については、緑の充実により自然豊かな景観形成を図る。 ○玉串川、長瀬川に沿って桜並木がつづく地区においては、水と緑の住宅地として良好な景観形成を図る。 ○環境と共生するまちづくりを目指し、地域に合った樹種の植栽等、周辺のつながりに配慮し、玉串川、長瀬川に沿った区域の緑化に努める。

(2) 高安・生駒山並み眺望景観区域

項目	内容
区域	大阪外環状線（国道 170 号）と市域境界線に囲まれた区域 (大阪外環状線（国道 170 号）の道路の端から西側 50m 幅より東側の区域を基本とし、区域の境界がかかる敷地については、その敷地全体を区域に含むものとする。)
景観づくりの目標	○山並みを背景とした眺望景観を活かす。 ○大阪外環状線（国道 170 号）は、自然とにぎわいが調和した沿道景観をつくりだす。
景観づくりの基本方針	○高安・生駒山系への眺望景観の保全に努める。 ○大阪外環状線の沿道地域については、背景の山並みへの眺望景観を阻害しないよう配慮するとともに、にぎわいの中にも統一感のある景観の形成に努める。 ○高安・生駒山系の緑の景観の保全を図る。

(3) 大和川眺望景観区域

項目	内容
区域	大和川及び大和川に沿った区域 (大和川の区域の端から 500m 幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、大和川の区域の端から 500m 付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。)
景観づくりの目標	○大和川沿いの広がりのある景観を守り育てる。
景観づくりの基本方針	○大和川沿岸からの眺望景観の保全に努める。 ○大和川沿岸は、市民が自然のうるおいを感じることができる憩いの場として、水と緑のオープンスペースとしての自然環境を守り育てる。

2-3 重点地区の方針

(1) 久宝寺寺内町重点地区

項目	内容
区域	久宝寺一丁目から六丁目の各一部
景観づくりの目標	○寺院を中心に栄えた寺内町として当時の町割りが残され、厨子 2 階・虫籠窓等、町家の形態が現存する久宝寺寺内町らしい歴史・文化の趣ある景観を受け継ぎ、古いものと新しいものが調和するまちをつくる。
景観づくりの基本方針	○町割り、町家や寺社などの歴史的資源と調和した景観形成を図る。 ○まちなみの連続性を保ち、統一感のある通りの景観形成を図る。 ○水路空間を保全し、人々が身近にうるおいを感じることができる景観形成を図る。

3 届出対象区域と届出対象行為

3-1 届出対象区域

本市全域を景観計画区域とすることから、届出対象区域は市全域とします。



3-2 届出対象行為の概要

	届出の対象となる行為	届出の対象となる規模		
		市全域	水と緑のうるおい 景観区域	高安・生駒山並み 眺望景観区域、 大和川眺望景観区域
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの 又は 建築面積が1,500㎡を超えるもの	高さが12mを超えるもの 又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが12mを超えるもの 又は 建築面積が1,500㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	高さが12mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	高さが12mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが15m又は築造面積が1,500㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	高さが12m又は築造面積が1,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	高さが12m又は築造面積が1,500㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

※久宝寺寺内町重点地区内においては、規模に関わらずすべて届出対象となります。

4 景観形成の基準の解説

4-1 景観形成の基準の索引

項 目			内 容	区域全域 景観計画	水とみどりの おい景観区域	高安・生駒山並 み眺望景観区域	大和川眺望 景観区域	解説 ページ
建築物等 (これに附属する工作物を含む)の基準	配 置	位置・規模	道路や河川等 ¹⁾ の公共空間にゆとりをもたらす、圧迫感を軽減するように努める。		●			P34
		形態	勾配屋根にするなど、高所から山並みへの眺望に配慮する。			●		P40
		屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	●	●	●	●	P17
		外壁に設置するもの	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	●	●	●	●	P19
			屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	●	●	●	●	
			エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	●	●	●	●	
	外 観	屋上に設置するもの	高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	●	●	●	●	P20
			屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	●	●	●	●	
		色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。	●	●	●	●	P21 (水とみどりのう おい景観区域では P36も参照)
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	●	●	●	●	P23
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。	●	●	●	●	P24
			河川等や道路に面する敷地においては、開放性及び透過性を持たせた意匠とする。		●			P37
			やむを得ず敷地に塀を設ける場合は、緑化や化粧ブロックを用いるなど、景観上の配慮を行う。		●			

1) 一級河川、準用河川、玉串川、長瀬川を合わせて河川等と呼ぶ。(以下同じ)

※久宝寺寺内町重点地区の景観形成の基準については、「久宝寺寺内町重点地区ガイドライン」をご覧ください。

項 目		内 容	景観計画 区域全域	水とみどりの うおい景観区域	高安・生駒山並 み眺望景観区域	大和川眺望 景観区域	解説 ページ
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	敷地内の緑化	敷地内には緑を適切に配置する。	●	●	●	●	P25
		道路に面する敷地に緑を適切に配置する。	●			●	
		河川等に面する敷地においては、河川等に面する敷地に緑を適切に配置する。	●			●	
		玉串川、長瀬川に面する敷地においては、玉串川、長瀬川に面する敷地に緑を適切に配置する。		●			P39
		玉串川、長瀬川に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。		●			
		山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。			●		P41
		緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	●	●		●	P25
		緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。			●		P41
工作物の基準	外観	色彩	●	●	●	●	P30 (水とみどりのうおい景観区域ではP36も参照)
		外壁	●	●	●	●	P30
		意匠	●	●	●	●	P31
	敷地内の緑化	敷地内には緑を適切に配置する。	●	●	●	●	P32
		河川等に面する敷地においては、河川等に面する敷地に緑を適切に配置する。				●	P42
		玉串川、長瀬川に面する敷地においては、玉串川、長瀬川に面する敷地に緑を適切に配置する。		●			P39
		河川等に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。				●	P42
		玉串川、長瀬川に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。		●			P39
		山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。			●		P41
		緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	●	●		●	P32
		緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。			●		P41

4-2 共通の基準の解説

①大規模な建築物の基準の解説

【配置】屋外に配置するもの

建築物等の基準	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
---------	--

趣旨

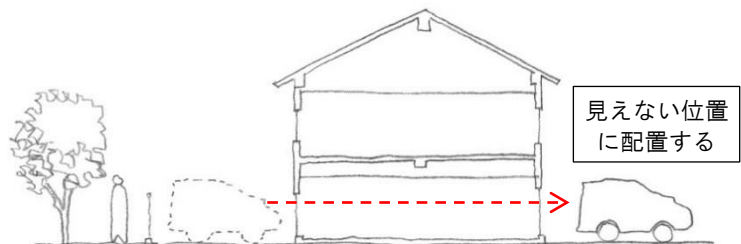
建築物の周りには必ず屋外空間が生まれます。特に駐車場や駐輪場、ごみ置場等は、景観に雑然とした印象を与え、悪影響を及ぼす可能性があります。屋外空間も景観を構成する重要な要素としてとらえ、修景等の景観への配慮が必要です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する

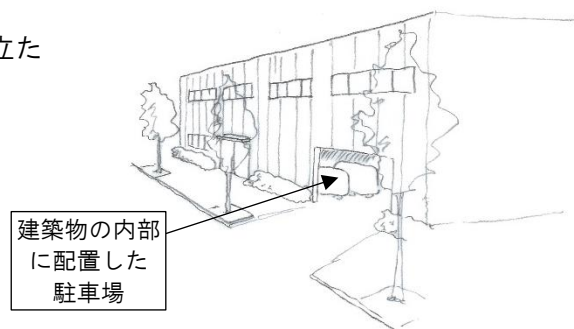
○駐車場等を外部から目立たない配置とする

人の行き交う公共空間等に面する場所を避け、人の視線が通らないところに駐車場等を配置する。



○駐車場等を建築物の内部に配置する

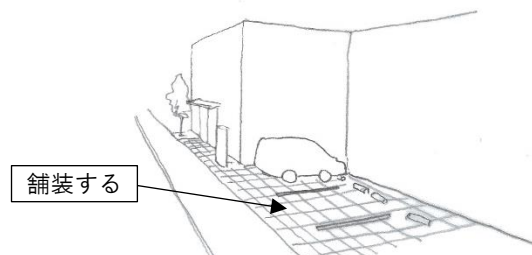
建築物の内部に駐車場等をつくることで目立たないようにする。



●美しく見せる

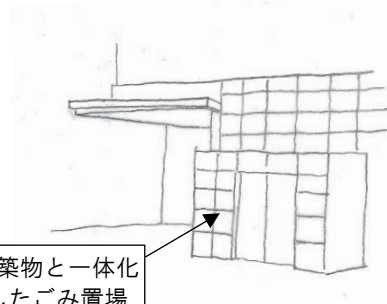
○駐車場等の地面を舗装する

車がある時もない時も美しく見えるように舗装を行う等、駐車場自体のデザインを工夫し、美しく見せる。



○駐車場等を建築物と一体化した意匠とする

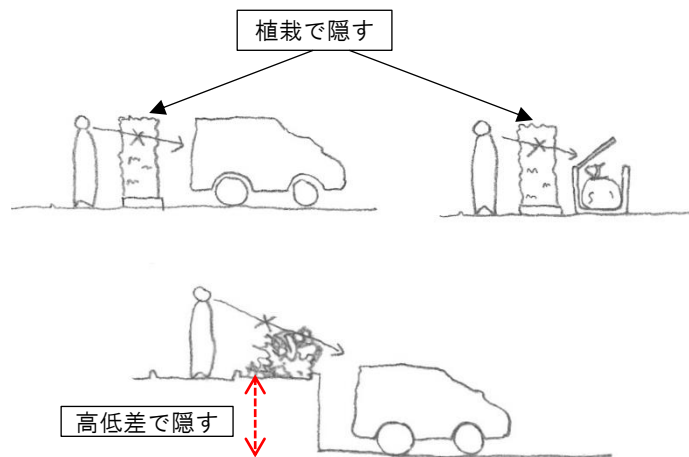
建築物と一体化して見えるような意匠・色彩とし
目立たないようにする。



●隠す

○駐車場等への視線を遮る

植栽や高低差で駐車場等への視線を遮る。



【配置】外壁に配置するもの

建築物等の基準	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

趣旨

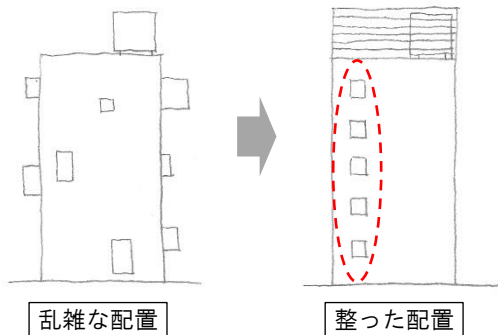
特に中高層建築物の商業施設、マンションが多いところは、外壁に設置された設備機器が多くなり、屋外階段も目立つようになります。これら建築物の付属物も建築物と一体的に考え、周囲からの見え方に配慮することが必要です。

景観づくりの方法

●美しく見せる

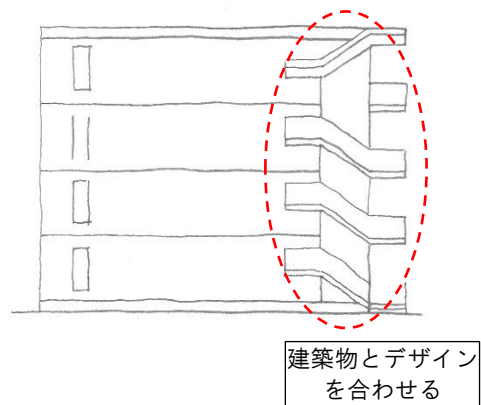
○附属施設の配置を整える

設備機器類は乱雑に置かず、整った配置とする。



○附属施設を建築物と一体化した意匠とする

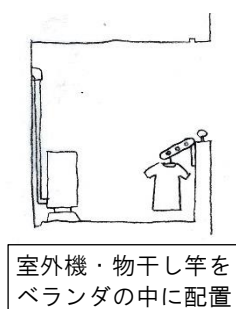
屋外階段やダクト類は、建築物と一体化して見えるような意匠・色彩とし、目立たないようにする。



●隠す

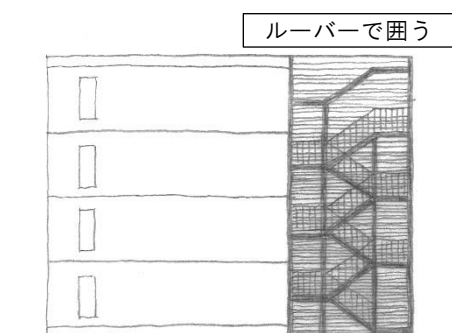
○附属施設の配置を工夫する

設備機器等は、ベランダの内部等、周囲から見えない位置に配置する。



○附属施設に対する目隠しを設置する

屋外階段にルーバーを設置し、目隠しをする。



【配置】屋上に配置するもの

建築物等の基準	高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。

趣旨

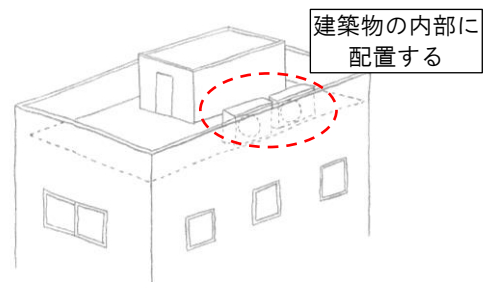
中高層建築物では、屋上部分が設備機器等の主要な置き場となります。また、中高層建築物が多い場所や斜面地等の地形に高低差がある場所では、上からの視界が生まれ、建築物の上部が視界に入ることになります。従って、屋上空間も建築物と一体的に考え、周囲からの見え方に配慮することが必要です。

景観づくりの方法

●配置を工夫する

○屋上設備等を建築物の内部に配置する

建築物と一体的に見えるような屋上空間をつくり、屋上設備等を配置する。

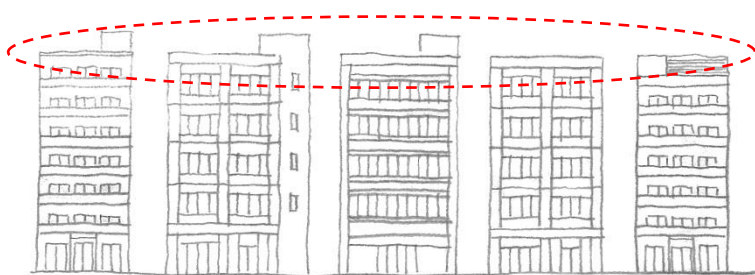


●美しく見せる

○屋上設備等と周囲のスカイラインを揃える

屋上設備や工作物等が周囲の建築物のスカイラインを壊さないよう配慮する。

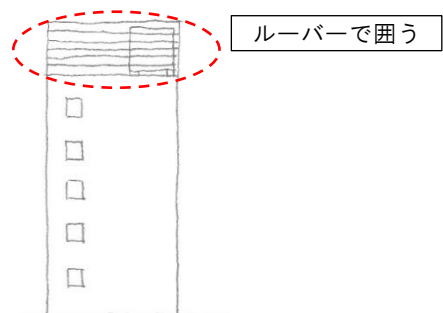
突出しない揃ったスカイライン



●隠す

○屋上設備等に対する目隠しを設置する

屋上設備等にルーバー等を設置し、目隠しをする。



【外観】色彩

建築物等の基準	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。 ※別表 1（p22）の色彩基準を遵守すること。
---------	--

趣旨

大規模な建築物等は、その外観の色彩が景観に大きな影響を与えます。また、周囲の建築物や自然環境により、地域それぞれの景観に調和する色彩が存在します。基本的には彩度の低い落ち着いた暖かみのある色彩としながら、周囲の環境に応じて色彩計画を立てることが必要です。

景観づくりの方法

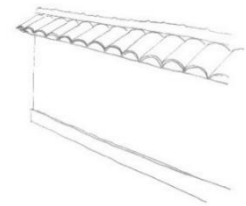
●地域の伝統を継承する

○地域の伝統的な材料を使用する

その地域で昔からよく用いられてきた伝統的な材料を使用することで地域になじむ色彩とする。

（伝統的な材料の例）

- ・木
- ・石
- ・土
- ・瓦
- ・漆喰
- など

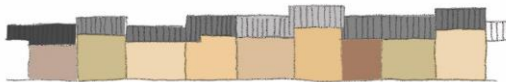


●周囲の景観に調和させる

○周囲の建築物の色彩に合わせる

周囲の建築物に色相の近い類似色を使用したり、色相や明度と彩度の組み合わせによる色調（トーン）をそろえることで、周囲の色彩に調和させる。

色相をそろえて、明度や彩度に変化をつける



明度や彩度の組み合わせによる色調をそろえて、色相に変化をつける



○自然になじむ色彩とする

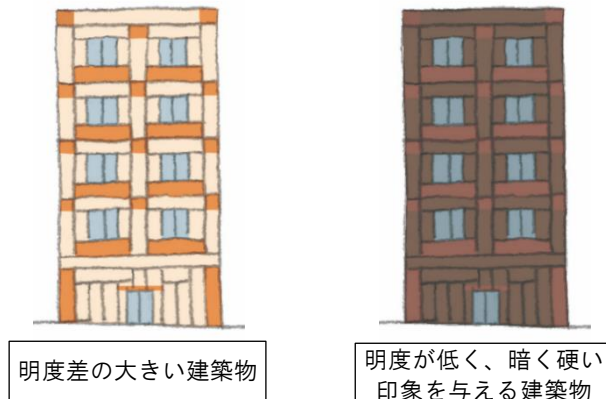
緑の多い住宅地や集落では、周辺にある緑よりも彩度の高い色彩を避け、緑になじむ色彩とする。

緑になじむアースカラー



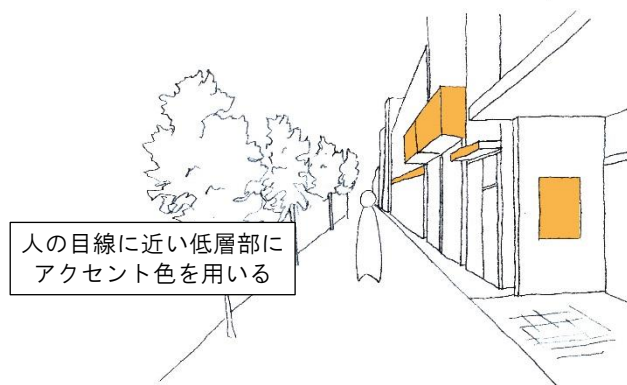
○適切な明度とする

明度差が大きくなりすぎないようにする。また、低すぎる明度は暗く、硬い印象を与えるので注意する。



●アクセント色を適切に用いる

商業施設等、認定こども園や保育所等、幼児向け施設などのにぎわいや親しみやすさのある景観づくりが望ましい場所では、アクセント色を上手に使いながら、特徴ある景観をつくる。



【別表 1（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

- ・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色である。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【外観】外壁

建築物等の基準	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
---------	---------------------------------------

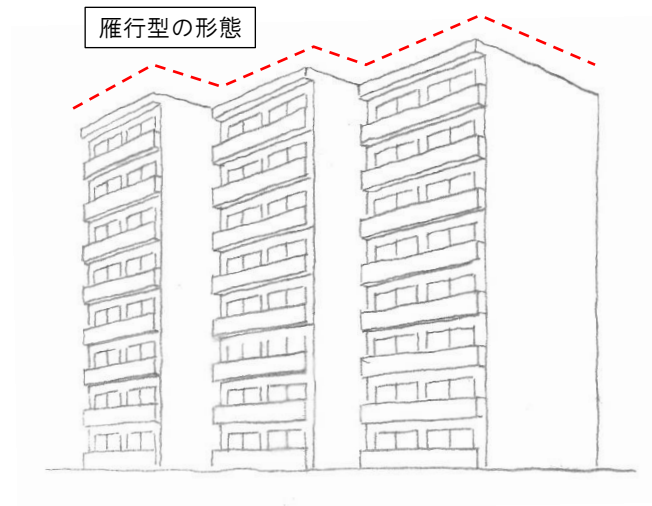
趣旨

長大な壁面等は、景観を単調にするとともに圧迫感を与えます。形態や意匠の工夫により、変化のある景観となるよう配慮することが必要です。

景観づくりの方法

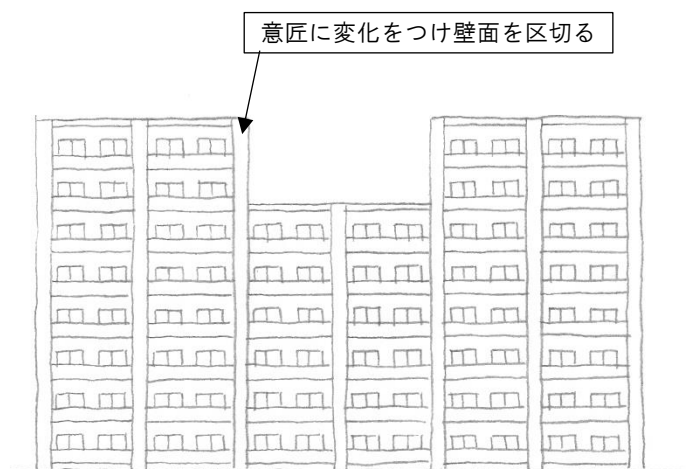
●形態を工夫する

雁行型の形態や分棟型の建築物等にすることで、長大な壁面が現れないようにする。



●意匠を工夫する

長大な壁面は意匠に変化をつけることで分節する。



【外観】意匠

建築物等の基準	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
---------	----------------------------

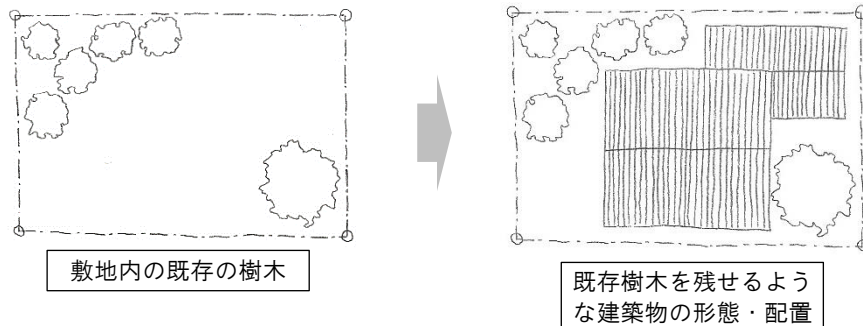
趣旨

建築物の意匠は、周囲の景観や建築物の用途等を踏まえて検討し、その地域にふさわしいデザインを行い、地域の景観の魅力を高める必要があります。

景観づくりの方法

●既存の環境を活かす

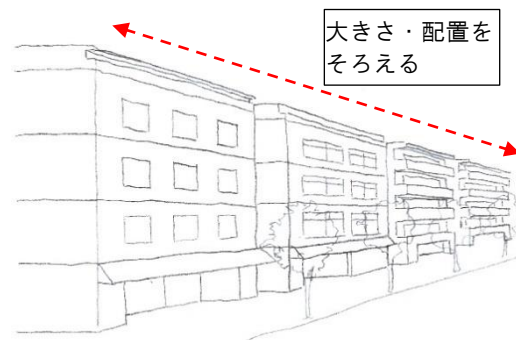
樹木等の既存の環境をできる限り残し建築物を計画する。



●連続感を尊重する

○建築物の大きさ・配置をそろえる

ファサードやスカイラインが連続し、まとまりのある景観を形成している地域等は、その景観を尊重し、統一感を持たせる。



○建築物の素材・色彩をそろえる

統一感のある落ち着いた景観が形成されている商業地、昔ながらの民家の多い集落等、まとまりのある景観が形成されている地域は、周囲の建築物と素材や色彩を調和させる。



【敷地内の緑化】

建築物等の基準	敷地内には緑を適切に配置する。
	道路に面する敷地に緑を適切に配置する。
	河川等に面する敷地においては、河川等に面する敷地に緑を適切に配置する。
	緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

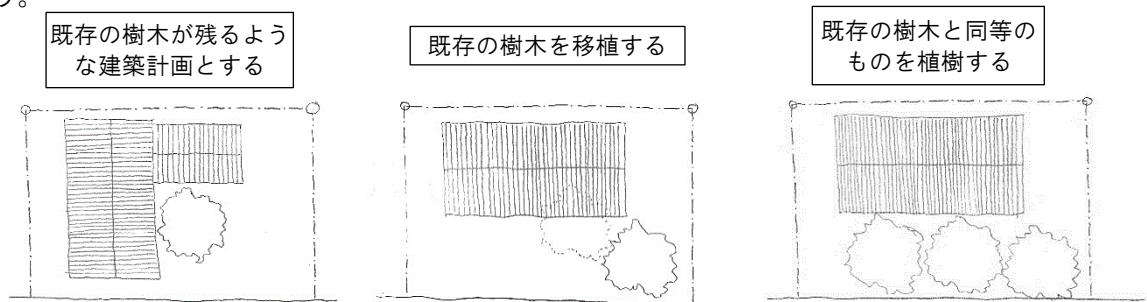
趣旨

八尾市は、山や河川等の水と緑に恵まれた地域です。八尾市緑化条例等を踏まえ、この水と緑の資源を守り活かしつつ、新しい緑を取り入れながら、より自然を身近に感じ親しむことのできる景観づくりが必要です。

景観づくりの方法

●既存の樹木を保存、活用する

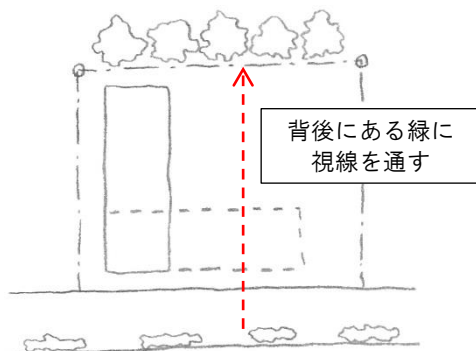
既存の樹木を残す、もしくは移植、同等のものを植樹することで、既存の樹木の保存と活用を行う。



●既存の緑を見せる

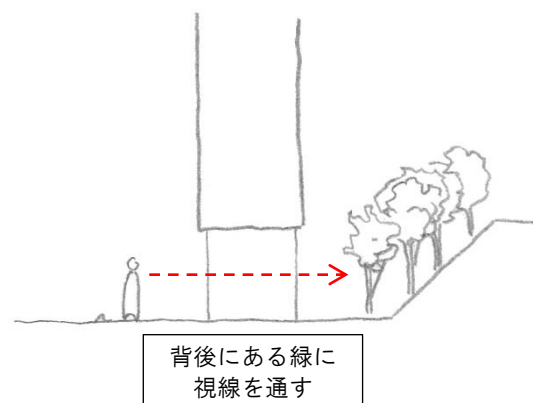
○配置・形態を工夫し、見せる

建物の配置や形態を工夫することで背後にある緑を見せる。



○意匠を工夫し、見せる

1階部分をピロティ、もしくは透過性を持たせた意匠とし、背後にある緑を見せる。



●新しい緑をつくる

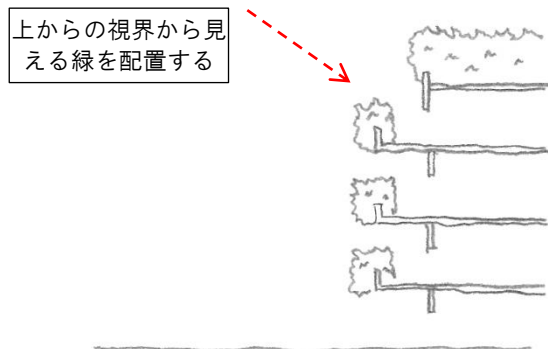
○公共空間に面してつくる

人が行き交う道路や河川等の公共空間に面するところに緑を配置する。



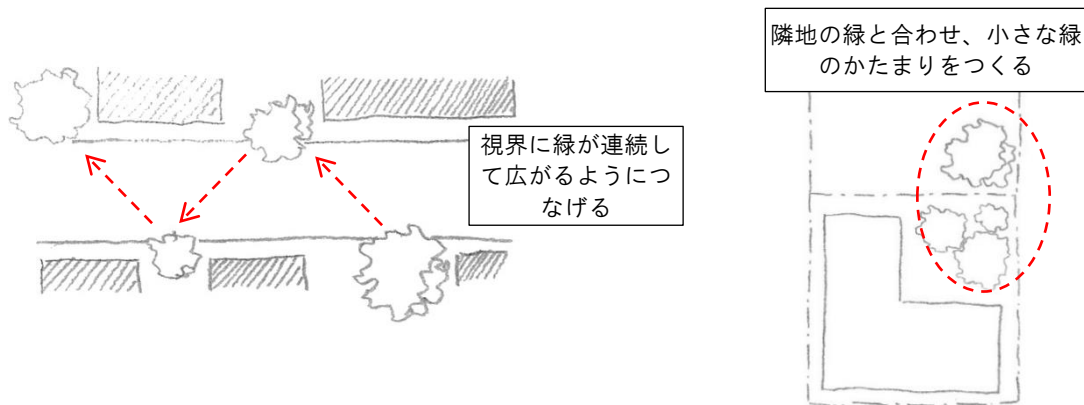
○上からの視界の緑をつくる

上からの視界のあるところは、ベランダや屋上に緑を配置し、上から見える緑をつくる。



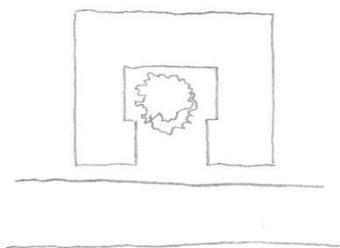
○緑をつなげる

既存の緑と新しい緑をネットワーク化し、緑を面的に広げていく。



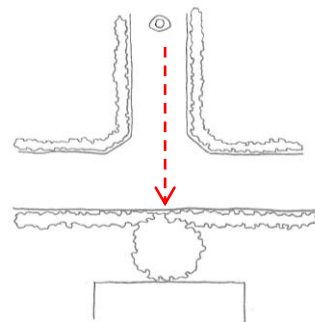
○シンボルとなる緑をつくる

個性を生み出し、印象づける効果的な緑をつくる。



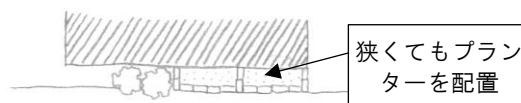
○アイストップとなる緑を配置する

人の視線が集まりやすいところに、効果的に緑を配置する。



○小さな緑を配置する

緑を配置するスペースがないところでも、プランターを置いたり、つるを配置したりすることで緑の空間をつくる。



●植栽計画を考える際の視点（次ページ参照）も考慮する

植栽計画を考える際の視点

(敷地内の緑化について、建築計画と合わせて植栽計画も十分考慮することが必要です。)

■目的、生み出したい効果を考える

- ・建築敷地に植栽することにより、どのような景観となるのか、また、どのような景観的效果を生み出したいか考える。

目的・効果と植栽の選び方の例)

目的・効果	選び方
にぎやかさや表情の豊かさを出す	・花の咲く華やかなものを選択する ・落葉樹・常緑樹・花木等の多様な植物を組み合わせる など
季節感を出す	・花や実のなるもの、落葉樹を選択する など
目隠しをする	・常緑で密度の高いものを選択する など
人が憩えるような木陰の空間をつくる	・高木と中低木を組み合わせながら、木陰や囲いをつくる など

■植栽の高さ、形による特性を踏まえて選択する

[高さ]

【高木類】 (3.0m 以上)

- ・目に留まりやすく、シンボルツリーやアイストップとして使用したり、街路樹などでまちの骨格・軸をつくったりするときに役立つ。
- ・枝張りが大きく枝が横に広がるものは、木陰ができるので、人が行き交う場所において、憩いの場を作り出すのに役立つ。

【中木類・低木類】

(中木 1.5m 以上、低木 0.3m 以上)

- ・人の目線と同じぐらいの高さにあることから、花の咲くものを用いたり、多様な樹種を用いて変化を出したりすることで、行き交う人を楽しませることができる。
- ・敷き際に植えることで境界をつくることができる。密度によりしきりのゆるやかさを調整することができる。

【地被類】

- ・地面を覆うことから人工的な路面の印象を和らげることができる。

【つる】

- ・植栽のスペースが小さいところでも配置でき、日射を遮蔽する役割も果たす。
- ・外壁を覆うことができ、外壁の人工的な印象を和らげることができる。

[形]

【針葉樹】

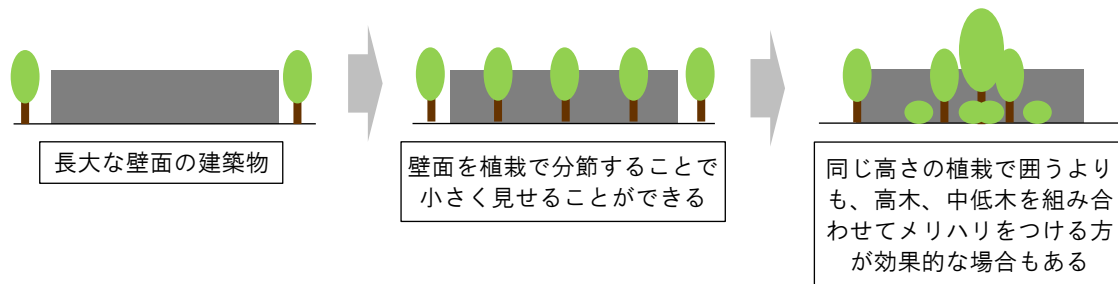
- ・ 三角形の細くとがったような樹形が多く、シャープな印象があり、垂直性を強調する。

【広葉樹】

- ・ 丸型で枝葉が広がった樹形が多く、やわらかい印象があり、建築物を緑にとけ込ませるときに有効である。
- ・ 枝張りが広く木陰ができるので、人が行き交う場所において、憩いの場を作り出すのに役立つ。

■配置とバランスを考える

- ・ 八尾市緑化条例等を踏まえながら、平面や立面で見たときに、植栽がバランスよく配置されているか、立体感のある配置となっているか考える。
- ・ 人の視線を意識して効果的に配置する。
- ・ 植栽の配置によって建築物がどう見えるか、建築物と合わせた見え方を考える。



植栽と建築物の見え方の例

■地域の特徴となる樹種を用いる

- ・ 地域のシンボリックな樹木や、在来種、周囲によく見られる樹木等、地域の特徴となるような樹種を調べて積極的に用いるようにする。

【八尾市の指定する保全樹木の主な樹種】クスノキ、ムクノキ、イチヨウ、エノキ

■維持管理の手間を考える

- ・ 落葉や成長したときの大きさなど、維持管理の手間を想定して樹種を選択する。

(参考：樹種の例)

■庭木としてよく用いられる樹木

種別	日向を好む樹種		日陰でも使える樹種	
	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹
落葉高木	サルスベリ、ケヤキ、サクラ節※、エノキ、ユリノキ、シモクレン、ハナミズキ		カエデ類、トチノキ、エゴノキ	
常緑高木	クスノキ、マテバシイ、キンモクセイ	カヤ、イチイ、マツ類、ヒバ	モッコク、シイノキ、ユズリハ	マキ
落葉中木	ムクゲ、マンサク、トサミズキ、ハナズオウ		リョウブ	
常緑中木	カナメモチ、ゲッケイジュ	カイヅカイブキ	ネズミモチ、ツゲ類、ヒイラギモクセイ	
落葉低木	ユキヤナギ、レンギョウ、フヨウ、ヤマブキ、シモツケ、コデマリ、ボケ		アジサイ、ムラサキシキブ、ウツギ、ニシキギ	
常緑低木	ツツジ類、サツキ、ナンテン、ナワシログミ、ビョウヤナギ		アオキ、アセビ、ヤツデ、クチナシ、ジンチョウゲ	

※ソメイヨシノやシダレザクラなど観賞用のサクラ品種

■花をつける樹木

季節	樹種
春	ロウバイ、シモクレン、ハクモクレン、サクラ節、ホオノキ、コブシ、ハナミズキ、カイドウ、ハナズオウ、ライラック、ツツジ類、サツキ、レンギョウ、コデマリ、ユキヤナギ、ジンチョウゲ
夏	サルスベリ、タイサンボク、ネムノキ、ムクゲ、クチナシ、アベリア、ビョウヤナギ、アジサイ
秋	キンモクセイ、ハギ
冬	マンサク、ヒイラギ

■実を観賞する樹木

ザクロ、ミカン、ガマズミ、サンゴジュ、ナンテン、アオキ、ベニシタン

■地被類

オカメザサ、キボウシ、ツワブキ、ハイビャクシン、フッキソウ、ヤブラン、リュウノヒゲ

②工作物の基準の解説

【外観】色彩

工作物の基準	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。（p22 掲載）
--------	--

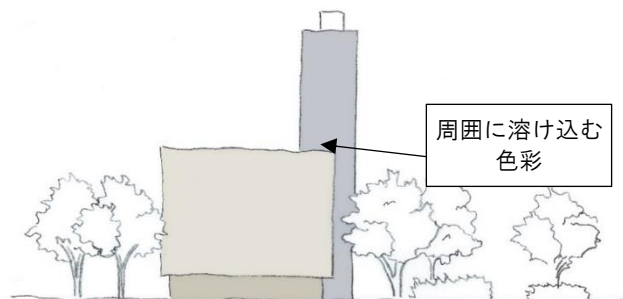
趣旨

大規模な工作物が目立つと、景観に雑多な印象を与えます。周囲の色彩に溶け込ませ、できるだけ目立たないような配慮が必要です。

景観づくりの方法

●周囲の色彩に調和させせる

できる限り目立たない、周囲に溶け込む低彩度の色彩を基本とする。



【外観】外壁

工作物の基準	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
--------	---------------------------------------

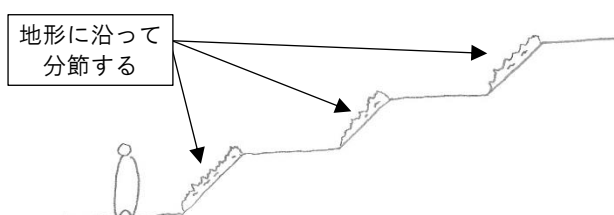
趣旨

長大な壁面等は、景観を単調にするとともに圧迫感を与えます。形態や意匠の工夫により、変化のある景観をつくるよう配慮することが必要です。

景観づくりの方法

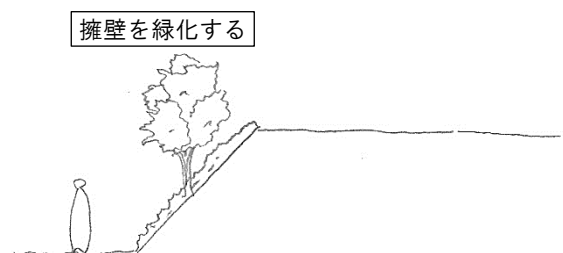
●形態を工夫する

擁壁等が高くなる場合は、土地の形質を大きく変えないように配慮しながら、できるだけ斜面に沿った形で分節する。



●緑化する

擁壁等が長大になる場合は、緑化することで圧迫感を軽減する。



【外観】意匠

工作物の基準	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
--------	----------------------------

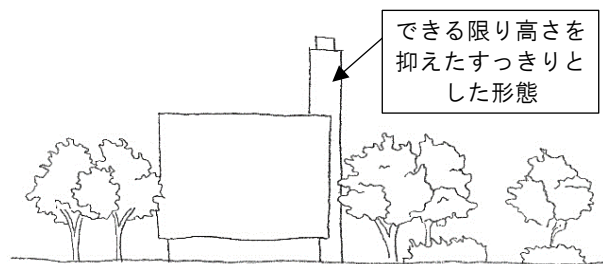
趣旨

大規模な工作物が目立つと、景観に雑多な印象を与えます。工作物の意匠は、周囲の建築物や環境になじむ意匠とし、なるべく目立たないような配慮が必要です。

景観づくりの方法

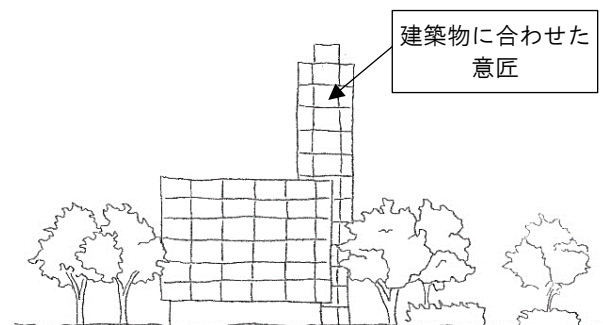
●高さ・規模を抑える

工作物の高さ・規模を抑え、すっきりとした形態とすることで、できる限り目立たないようにする。



●周囲の景観に調和させる

工作物の意匠を周囲の建造物と合わせた意匠や、周囲の自然環境となじむ意匠とする。



【敷地内の緑化】

工作物の基準	敷地内には緑を適切に配置する。
	緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

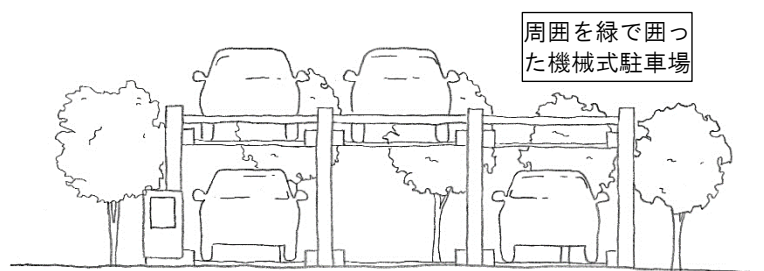
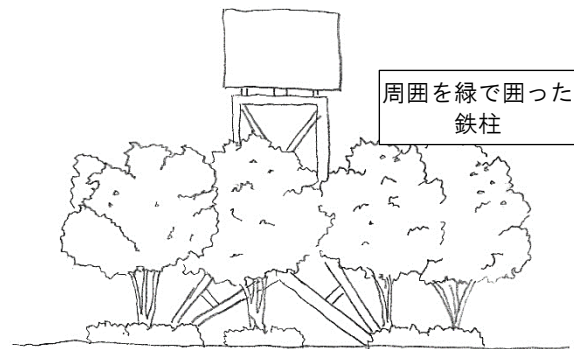
趣旨

工作物の無機質な景観が目立たないように、工作物においても緑を取り入れ、周囲の見え方に配慮することが必要です。

景観づくりの方法

●緑で隠す

工作物の周囲には緑を配置し、できるだけ工作物が目立たないようにする。



<コラム>うつろいの景観

季節の移り変わりに合わせて、草木の色、実る農作物等の自然景観や背景の人々の営みも変わるため、景観は異なって見えます。また、夕刻の光のあたり具合による色彩の変化、雨に濡れて地面がきらきらと輝く様子など、時間や天気によっても景観に変化が表れます。

例えば、民間の土地においても季節に変化を感じる植栽を設置することによる公共の土地と一体となった季節感の演出、夜間景観が特徴的な場所における夜間照明の工夫、雨に濡れた様がきれいに見えるような舗装の工夫など、季節や時間、天気等による景観のうつろいを建築物の演出等として取り入れることで、変化に富んだ景観を作ることができます。

建築物を計画する際は、このようなことも考慮に入れながら、表情豊かな景観づくりに取り組みましょう。



季節によって異なる景観を見せる玉串川
(山本高安町二丁目付近)

4-3 個別の景観区域の基準の解説

①水と緑のうるおい景観区域の基準の解説

【配置】位置・規模

建築物等の基準	道路や河川等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を軽減するように努める。
---------	--------------------------------------

趣旨

玉串川、長瀬川沿いは、水と緑の豊かなうるおいある景観を形成しています。特に低層住宅地が並ぶエリアでは、一部親水護岸等の整備がなされた水路と桜並木の公共空間と、周辺の緑豊かな住宅地が一体となって、自然を身近に感じるゆとりある景観が形成されています。このような住環境を今後も守っていくため、建築物を計画する際は、水路側に緑地やオープンスペースを確保するなど、水路と一体的な空間創造により、ゆとりとうるおいのある景観づくりに配慮することが必要です。

景観づくりの方法

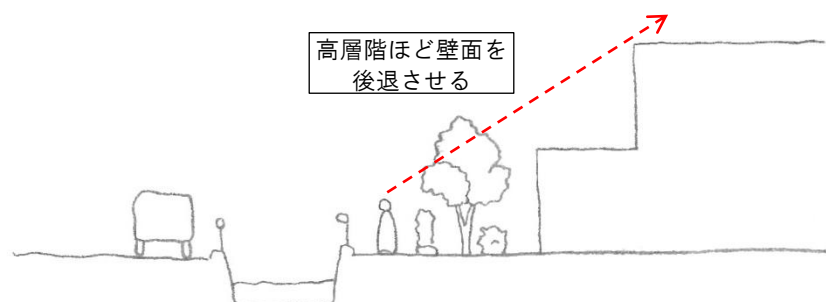
●配置を工夫する

玉串川、長瀬川に面してセットバックすることで、公共空間と一体となったゆとりある空間をつくる。



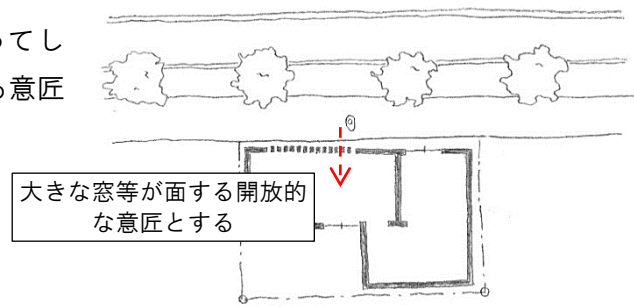
●形態を工夫する

玉串川、長瀬川に面したところにおいては、高層階ほど壁面を後退させることで歩行者の視界を広げ、圧迫感を和らげる。



●開放性のある意匠とする

やむを得ず建築物が公共空間に近くなってしまふ場合は、建築物の1階を開放性のある意匠とする。



【外観】色彩

建築物等・ 工作物の 基準	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし ない。 ※別表２の色彩基準を遵守すること。
---------------------	---

趣旨

玉串川、長瀬川沿いは、自然景観の緑と落ち着いた色彩の建築物が調和し、八尾市を代表する良好な景観が形成されています。この景観を守っていくため、本区域においては特に自然景観になじむ色彩の建築物とすることが必要です。

景観づくりの方法

※P21、22 を参照

【別表２（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

①R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度４以下

②Y（黄）系の色相の場合、彩度４以下

③その他の色相の場合、彩度２以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

・外壁各面で１／３以下の面積でサブカラーとして使用する場合

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

・外壁各面で１／２０以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色である。

・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【外観】意匠

建築物等の 基準	河川等や道路に面する敷地においては、開放性及び透過性を持たせた意匠とする。
	やむを得ず敷地に塀を設ける場合は、緑化や化粧ブロックを用いるなど、景観上の配慮を行う。

趣旨

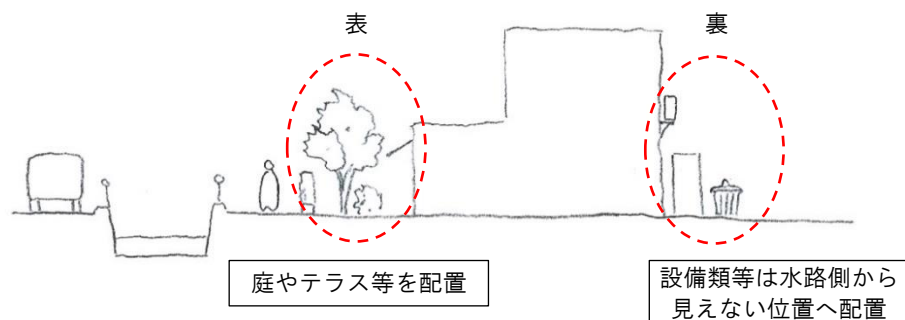
暮らしの場として親しみのある景観をつくるため、玉串川、長瀬川に面する敷地は、過度な露出を避けプライバシーを確保しながらも、人の気配が感じられる開放性のある景観づくりが必要です。

景観づくりの方法

●河川に面した空間をきれいにさせる

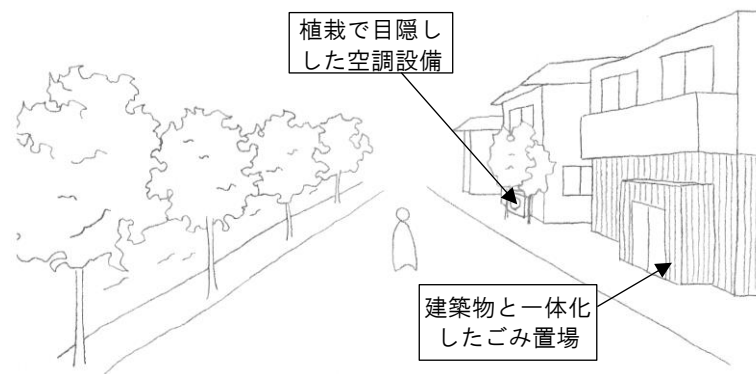
○表空間を配置する

玉串川、長瀬川に面して表空間を配置することで、人の営みが感じられ、水に親しむことのできる空間とする。



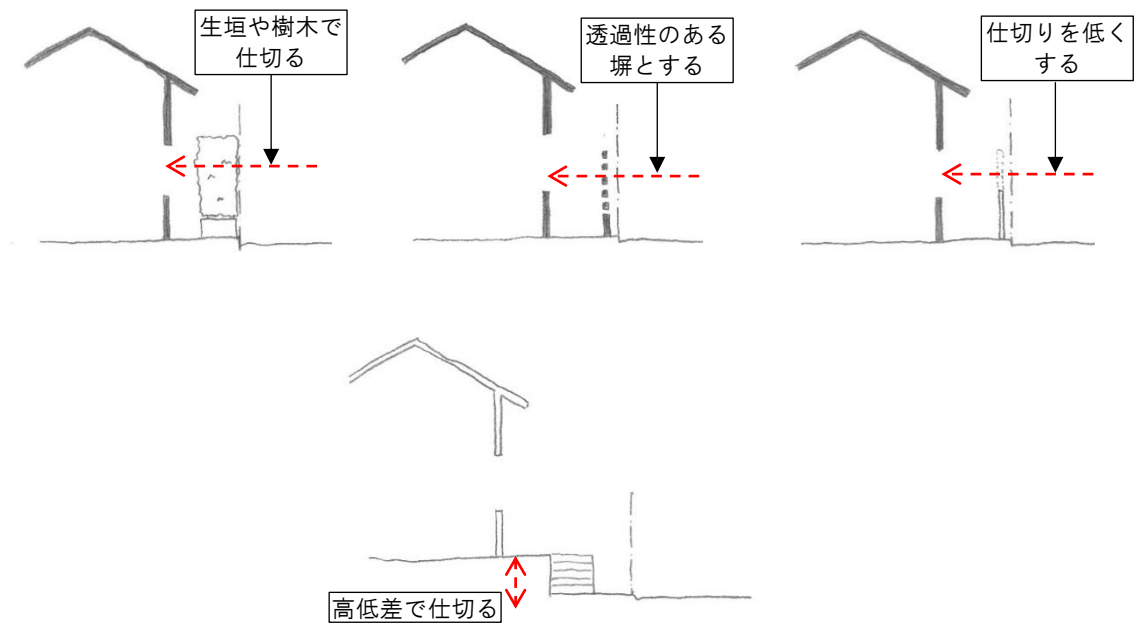
○附属施設等を建築物と一体化した意匠とする

玉串川、長瀬川に面して設備類等を配置する際は、建築物と一体化して見えるような意匠とする。



●仕切りに開放性を持たせる

敷地境界は、完全に閉じてしまうのではなく、視線が通るゆるやかな仕切り方とする。



【敷地内の緑化】

建築物等・ 工作物の 基準	玉串川、長瀬川に面する敷地においては、玉串川、長瀬川に面する敷地に緑を適切に配置する。
	玉串川、長瀬川に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。

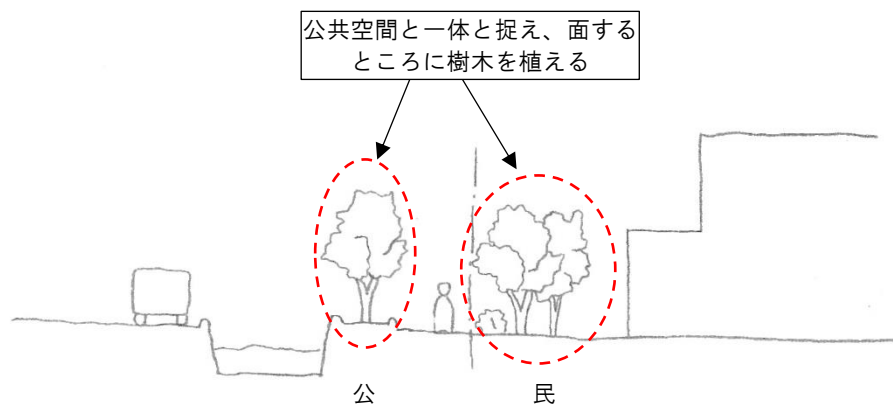
趣旨

玉串川、長瀬川に沿った桜並木は、八尾市のシンボリック存在となっています。民間の土地においても緑を配置し、地域一体として緑豊かな景観づくりに配慮することが必要です。

景観づくりの方法

●公と民をつなげる

公の緑と民の緑を一体のものと考え、つながりを意識して緑を配置する。



●緑で仕切る

○生垣で仕切る

玉串川、長瀬川に面するところは生垣とする。



○緑で修景する

塀や柵を設置する場合は、外側に植栽を設けたり、ツタ類をはわせたりすることで緑化する。



②高安・生駒山並み眺望景観区域の基準の解説

【配置】形態

建築物等の基準	勾配屋根にするなど、高所から山並みへの眺望に配慮する。
---------	-----------------------------

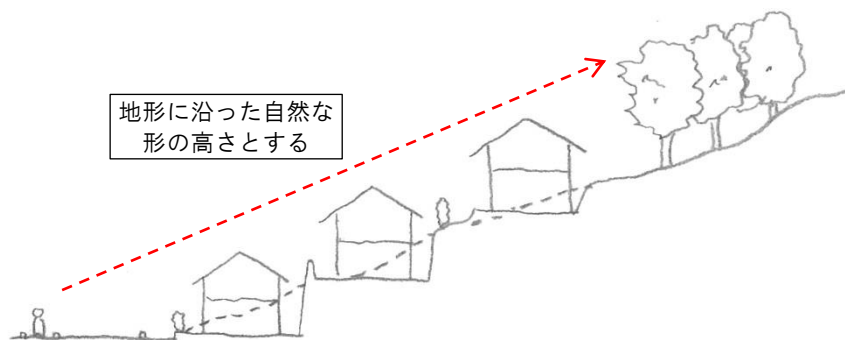
趣旨

高安・生駒山系の斜面地には古くからの集落が立地しています。山並みを背景に望む集落の景観は、八尾市らしい景観の一つであり、この眺望景観を守っていく必要があります。

景観づくりの方法

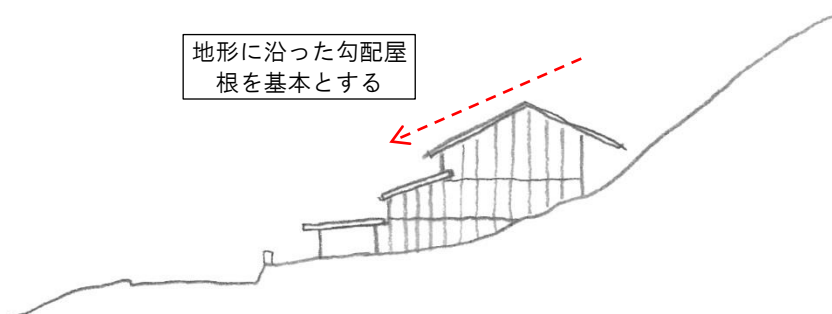
●高さを工夫する

建築物の高さを低く抑えるとともに、背後の建築物を隠さない高さに抑え、山並みへの眺望を阻害しない、立体感のある景観を守る。



●屋根形態を工夫する

周囲の建築物を見ながら、勾配屋根にするなど山並みと調和した形態とする。



【敷地内の緑化】

建築物等・ 工作物の 基準	山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。
	緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

趣旨

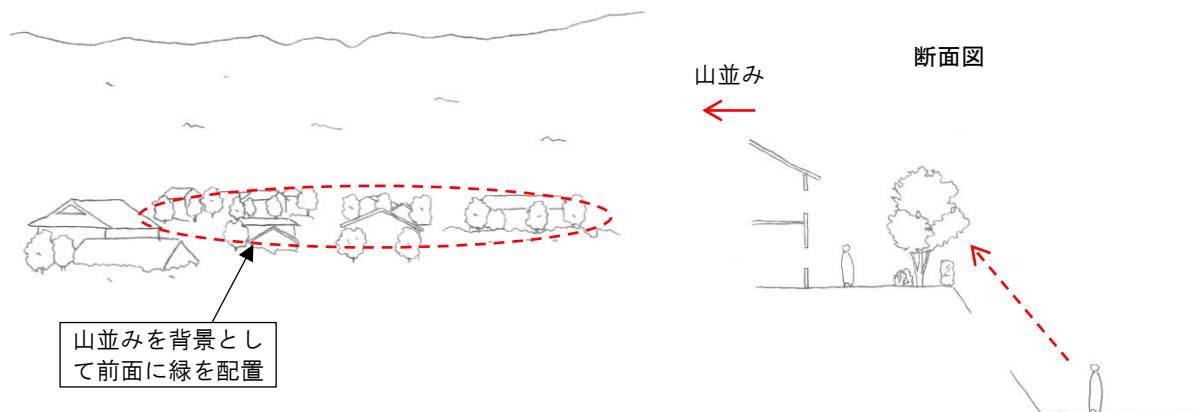
山並みを背景として集落を望むと、山の緑と敷地内の緑が一体となって家々を覆い、緑に溶け込む景観を形成しています。この緑に溶け込む景観を意識し、緑を配置することが必要です。

景観づくりの方法

●緑をつくる

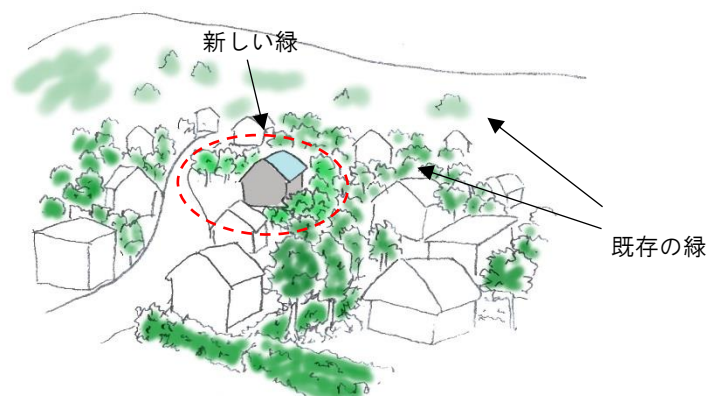
○山並みを背景とし、前面に緑をつくる

山並みを背景とする眺望景観を意識し、前面に緑を配置する。



○緑を広げる

山並みを背景に集落を望むと、緑の島が所処にあり、その中に家並みが垣間見えるのが特徴である。この既存の緑の島があるところに隣接して緑をつくり、緑を広げる。



③大和川眺望景観区域の基準の解説

【敷地内の緑化】

建築物等・ 工作物の 基準	河川等に面する敷地においては、河川等に面する敷地に緑を適切に配置する。
	河川等に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。

趣旨

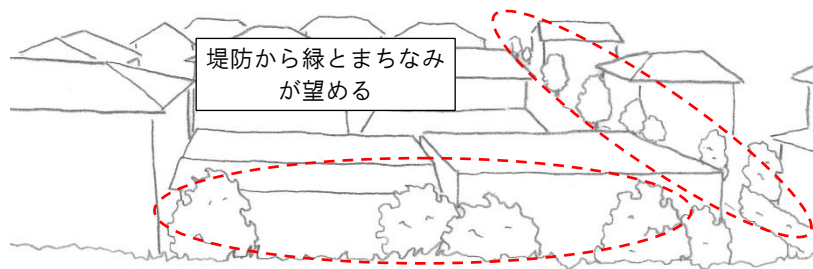
大和川の堤防から市街地の方を望むと、見晴らしのよい広がりのある景観を望むことができます。水と緑のうるおいがあり、ゆとりある景観形成のため、建築物や工作物を建てる際は、大和川からの眺望景観に配慮して緑を配置することが必要です。

景観づくりの方法

●緑をつくる

○眺望点（堤防）に面した緑を配置する

大和川の堤防からの眺望景観を意識し、緑を配置する。



八尾市景観ガイドライン

平成30年（2018）3月策定

令和2年（2020）9月改訂

令和2年9月発行

編集・発行 八尾市都市整備部都市政策課

刊行物番号 R2-94

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail：toshiseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市ホームページ：<http://www.city.yao.osaka.jp/>

